

名誉毀損罪(続き)、信用毀損罪

穴沢 大輔 Anazawa Daisuke 明治学院大学法学部消費情報環境法学科 教授
専門は刑法、その中でも主に財産犯罪・経済犯罪を研究。『入門経済刑法』(共著、信山社、2021年)など執筆。消費生活アドバイザー。東京都医学総合研究所人対象研究倫理審査委員会外部委員

前回(2024年8月号)に引き続き、今回も名誉毀損罪について考えてみます。前回で解説したとおり、刑法230条は「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者」を処罰しますが、それに続けて、「その事実の有無にかかわらず」と規定していますので、摘示された事実が「真実」であってもその人物の社会的評価(事実的名誉)が下がる危険のある内容を述べれば、名誉毀損罪が成立するとされそうです。そうしますと、誰かの犯罪行為を暴いてそれを公表したとしても処罰されるため、誰も公然と述べなくなるでしょう。では、どのように処罰を回避するのでしょうか。

名誉毀損罪の処罰を回避するための要件—真実を伝える重要性—

事例1 Xは、Aの放火を目撃し、SNS上にその事実を投稿して公然と事実を摘示した。その後、Aが逮捕され、それは真実であると証明された。

刑法230条の2第1項では、名誉毀損行為が「公共の利害に関する事実にかか、かつ、その目的が専ら公益をを図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。」としています。すなわち、①事実の公共性、②目的の公益性、③真実であることの証明が要件とされ、それが充足されると処罰が否定されることになります。

①は、一般の多数人がそれを知ることが公共

の利益になると認められる事実をいい、一般人の好奇心や興味の対象となっているかによって判断されるものではありません。**事例1**の放火の事実は多数人の公共の利益になるといえます。また、②は、その主たる動機が公益目的であればよいとされており、この意味で、厳格に公益目的が立証される必要があるとされているわけではありません。

実は、刑法230条の2第2項により、①は公訴提起前の犯罪行為であれば常に当てはまり、第3項により、「公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実」については、常に①と②に当てはまります。ですので、**事例1**は第1項ではなく第2項により①に常に当てはまり、また、仮に**事例1**のXが公務員であれば、②にも当てはまることとなります。

最後に、③を証明できた**事例1**では、Xを「罰しない」こととなります。一定の範囲で、犯罪や公務員の真実を暴く行為の処罰は控えられます。しかし、①や②が認められたとしても、③を真実であると被告人側で証明するのは、そう簡単ではないのです。

では、(神の目から見れば真実だったが)その証明に失敗した場合にはどうなるのでしょうか。これまでの講座によれば、条文を素直に解釈するのが基本です。そうしますと、証明に失敗したら「証明があった」とはいえませんが、処罰されることとなります。実は、前回講座の事例3の最高裁昭和34年5月7日判決は、③の証明ができていないとして名誉毀損罪の成立を認めた

のです。

表現の自由との関係—虚偽の事実を真実だと信じて行った表現—

事例2 新聞記者Xは、Aの放火について、Aが現場近くにいる映像や目撃したとされる証言などを複数集めて、Aの放火行為を新聞紙上に掲載したが、真犯人Bが捕まった。

しかし、処罰を認める結論でよいでしょうか。**事例2**のXを処罰すべきと思う読者は少ないように思います。それは、Xは、本人としては、きちんと情報を集めて相当な根拠に基づいて行動したものの、結果的には真実ではない事実を真実だと信じて発信したからでしょう。

ここでは憲法の表現の自由との関係も重要です。最高裁は、刑法230条の2は「人格権としての個人の名誉の保護と、憲法二一条(表現の自由:筆者注)による正当な言論の保障との調和をはかつたものというべき」であり、「事実が真実であることの証明がない場合でも、行為者がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし相当の理由があるときは、犯罪の故意がなく、名誉毀損の罪は成立しない」として、処罰を否定する余地を認めたのです(最高裁昭和44年6月25日大法院判決[先の判例は変更されました])。

個人がSNS上に投稿する場合

事例3 Xは、フランチャイズによる飲食店「ラーメンA」の加盟店等の募集及び経営指導等を業とするB会社に対して、「貴方^{あなた}が『A』で食事をすると、飲食代の4~5%がカルト集団の収入になります」などと、B会社がカルト集団である旨の(真実であると証明されなかった)虚偽の内容を記載した文章を自己のウェブサイトに掲載した。

事例2のXは新聞記者であり、個人ではありません。**事例3**のように、個人がネット上に投稿する場合には、最高裁が述べた基準は変わるでしょうか。最高裁は次の理由で変わらないとしました。「個人利用者がインターネット上に掲載したものであるからといって、おしなべて、閲覧者において信頼性の低い情報として受け取るとは限らないのであって、相当の理由の存否を判断するに際し、これを一律に、個人が他の表現手段を利用した場合と区別して考えるべき根拠はない。そして、インターネット上に載せた情報は、不特定多数のインターネット利用者が瞬時に閲覧可能であり、これによる名誉毀損の被害は時として深刻なものとなり得ること、一度損なわれた名誉の回復は容易ではなく、インターネット上での反論によって十分にその回復が図られる保証があるわけでもないことなどを考慮すると、インターネットの個人利用者による表現行為の場合においても、他の場合と同様」である、と(最高裁平成22年3月15日決定)。これによれば、**事例2**のXが紙上ではなくネット上に投稿したとしても処罰されないでしょう。

この判断には批判もありますが、個人が社会的評価を下げるような投稿をする際にも、確実な資料・根拠を有して、それを理解して投稿する必要があるということです。事前にトラブルがあったと指摘されるこの事案で最高裁は、「資料の中には一方的立場から作成されたにすぎないものもある」、資料についての「被告人の理解が不正確であった」、「被告人が乙株式会社(B会社:筆者注)の関係者に事実関係を確認することも一切なかった」ことから相当の理由はない(名誉毀損罪成立)としています。トラブルの有無と名誉毀損行為とは直接的な関係に立つわけではなく、あくまでどんな資料(その評価)から真実と誤信したか、を判断していることに注意すべきです。

信用毀損罪における経済的信用とは

事例4 Xは、コンビニエンスストア(以下、コンビニ)で買った紙パック入りオレンジジュースに次亜塩素酸イオン等を成分とする家庭用洗剤を注入したうえ、警察官に対して、コンビニで買ったそれに異物が混入していた旨虚偽の申告をし、警察職員からその旨の発表を受けた報道機関をして、異物の混入されたオレンジジュースが陳列、販売されていたことを報道させた。

名誉毀損と信用毀損は同じ「毀損」を処罰しているので似たように聞こえますが、刑法学上、後者は「経済的信用(経済的な側面における人の社会的な評価)」が保護されるとして、「人格的な」信用が問題とされる前者とは異なるとされます。では、経済的信用とは何でしょうか。実は、従来、それは「人の支払能力または支払意思についての信用」に限定されていました。

これに対して、最高裁は「販売される商品の品質に対する社会的な信頼も含むと解するのが相当である」(最高裁平成15年3月11日判決)として、限定を外しています。そして、**事例4**のXに信用毀損罪の成立を肯定したのです。信用毀損の例はほかに、YouTube上に動画を投稿して、あたかもA店が偽ブランド品を販売しているかのような虚偽の事実を掲示した事案(名古屋地裁岡崎支部令和3年8月27日判決)があります。

信用毀損罪と名誉毀損罪、業務妨害罪の関係

事例5 Xは、問い合わせた際のA会社の対応に腹が立ったので、「A会社の製造する商品の表示は虚偽である、産地偽装だ」とSNS上に次々に投稿した。Xは、A会社がそ

のような行為をしているか、調査等はない。

さて、以上を踏まえ、**事例5**のXにはA会社の「名誉」を傷つけるという名誉毀損罪の成否、A会社の「経済的信用」を傷つける信用毀損罪の成否が考えられます。前者の場合、A会社の事実的名誉が侵害されたと評価できれば、名誉毀損罪が成立します(刑法230条)が、それが真実であると証明されると処罰はされません(刑法230条の2)。ただし、その可能性はほぼないでしょう。仮にXがA会社の産地偽装(虚偽)を真実だと信じて投稿しても、調査等をしていないので、信ずるにつき相当の理由はなく、処罰されます。後者の場合、真実でなければ、刑法233条によれば、「虚偽の風説を流布」して商品の品質に対する社会的信用が害されたといえるでしょうから、処罰されます。そして、これらは観念的競合(刑法54条)により一罪として処理されるでしょう(東京地裁昭和56年1月29日判決)。

もっとも、違和感を覚えた人がいるかもしれませんが。一般的には業務妨害といえそうだからです。刑法233条は、信用毀損と業務妨害を同一の条文で処罰の対象とし、「虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者」を3年以下の拘禁刑(又は罰金)により処罰しています。嘘を述べて業務を妨害したと評価されれば、処罰可能です(なお、「威力」による業務妨害罪[刑法234条]もあります)。

このように、1つの行為でも複数の犯罪が成立する可能性があり、現実的には検察の判断で起訴されるか否かが決まることになります。この点、**事例4**では、コンビニの「信用を毀損するとともに、その業務を妨害した」との判断により1つの罪として起訴され、処罰されました。

今回は、賭博関係の罪について解説予定です。